

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・
文化財保存活用地域計画・保存活用計画の
策定等に関する指針 **抜粋**

最終変更 令和3年6月
文 化 厅

措置の施行（上記の現状変更等の許可の申請に係るものに限る） 等

なお、認定市町村が上記事務の実施を希望する際、当該事務は現在は都道府県が処理することとされていることから、円滑な特例の実施のため、都道府県とも事前に相談することが適当である。

7. 協議会

- 地域計画の作成・変更及び実施に当たっては、多様な関係者が参画した協議会において検討が行われることが望ましい。
- 協議会の構成員は、市町村、都道府県、支援団体が基本的な構成員であり、このほか必要に応じて、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村が必要と認める者を構成員とすることができる（法第183条の9）。

（解説・留意点）

市町村については、文化財担当部局だけではなく、都市計画や建築、学校教育・社会教育、地域振興、観光振興等の関係部局の職員が、必要に応じて構成員となることが想定される。

その他の市町村が必要と認める者とは、例えば文化財の保存会やNPO団体、自治会や町内会、地域の歴史の語り部などのボランティア団体、私立の美術館・博物館等が考えられる（協議会の構成員の例は参考資料5を参照）。

既に市町村において協議会と類似の組織を置いている場合には、既存の組織を活用し協議会として位置付けることも可能である。ただし、その際にも、上記の基本的な構成員の参画を求めることが必要である。

なお、地域計画の作成は、複数の市町村が共同で行うことも可能であるため、協議会も複数の市町村が共同して組織することが可能である。この場合、各市町村から関係者の参画を得ることが望ましい。

V. 文化財保存活用支援団体

1. 趣旨

支援団体とは、市町村において、地域の文化財の保存会やNPO等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたものである。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待される。

2. 支援団体の指定

- 支援団体として指定することができるのは、法人又は法人に準ずる団体である。
- 指定の主体は市町村であり、どのような団体を指定するかは当該市町村が制度の趣旨を踏まえて適切に判断することとなるが、指定に当たっては、当該法人又は団体が、法第192条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織・資金等の面から判断することが必要である。

(解説・留意点)

支援団体として想定されるのは、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織などであり、地域計画が作成されている場合には、当該地域計画に記載された域内の文化財の保存・活用の方向性に合致した取組を行う団体などを指定することが考えられる。

法人に準ずる団体とは、法人格を持たない団体であって、事務所の所在地や構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項など、当該団体の組織・運営に関する事項についての規約又はこれに準ずるもの有する団体をいう。

団体を指定する際には、定款や規約のほか、事業計画書、財務諸表等の当該団体の財務状況を示す書類、職員の配置状況等の組織体制を示す書類など、当該団体が当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するか判断するために必要な書類を提出させることが望ましい。

また、必ずしも一の団体が法第192条の3各号に掲げる業務を網羅的に実施している必要はなく、同条各号のいずれかの業務を実施していれば指定の対象となる。

なお、一の市町村が複数の支援団体の指定を行うことや、一の支援団体が複数の市町村から指定を受けることは差し支えない。

市町村は、支援団体の指定及び指定の取消しを行った場合には、その団体の名称、住所又は事務所の所在地を公示することが必要である（法第192条の2第2項及び第192条の4第4項）。

また、支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を指定を行った市町村に届け出ることが必要である（法第192条の2第3項）。

3. 市町村との連携、監督等

- 市町村と支援団体は適正な役割分担のもと、十分な連絡・調整を図りながら協力して取り組むことが必要であるため、市町村は、行政との連携の重要性について支援団体に対して十分周知を図るとともに、定期的に意見交換の場を設けるなど、認識の共有を図りながら取組を進めることが望ましい。

- また、市町村は、必要に応じて、支援団体の業務の状況を報告させることができ、業務を適切に実施していないと認めるときは、業務改善命令を行うことができる（法第192条の4第1項及び同条第2項）。
- さらに、市町村は、支援団体が改善命令に違反した場合には、支援団体の指定を取り消すことができる（法第192条の4第3項）。

（解説・留意点）

業務改善命令の対象となるのは、例えば、委託を受けた文化財の管理等が不適切である場合や、市町村による支援団体の指定時に実施予定となっていた業務を、実際には実施しようとしなかった場合等が考えられる。

なお、業務改善命令や指定の取消しを行う場合には、行政手続法に基づく聴聞等の手続が併せて必要となる。

4. 支援団体への譲渡に係る課税の特例等

- 個人・法人が、重要文化財や重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を一定の支援団体に譲渡する場合には、国・地方公共団体等へ譲渡した場合と同様に、譲渡所得の課税の特例等を受けることができる。
- 本特例は、日常的な維持管理や修理の負担等を背景に、個人で文化財を維持し続けることが困難な事例が増加する一方、地方公共団体においても財政難等により公有化が容易でない状況が生じていることから、文化財に関して知見を有する支援団体に対して文化財の譲渡を促進することにより、民間を含めた多様な主体の参画による文化財の次世代への継承を図るものである。

（解説・留意点）

一定の支援団体に対して重要文化財（美術工芸品・建造物）を譲渡した場合に譲渡所得が非課税に、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を譲渡した場合に所得税・法人税が2,000万円を上限に特別控除の適用対象となる。

VII. 保存活用計画

1. 趣旨

保存活用計画は、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体（ただし、重要無形文化財及び登録無形文化財については保持者、保持団体、地方公共団体その他その保存に当たることが適當と認められる者、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財については地方公共団体その他その保存に当たることが適當と認められる者。）（以下「所有者等」という。）が作成するものであり、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。

保存活用計画において、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の

文化財保護法

発令：昭和25年5月30日法律第214号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

第四節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

第一百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第一百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第一百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一百九十二

条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第一百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第一百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

●●市（町村）文化財保存活用支援団体の指定等に関する標準規則

（趣旨）

第1条 この規則は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第19条の2に定める文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支援団体の指定）

第2条 法第19条の2第1項の規定により指定を受けようとする者は、支援団体の指定に係る申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、団体及び新たに設立される法人については、この一部を省略することができる。

（1）定款

- （2）登記事項証明書（組織の名称、住所及び事務所の所在地を記したもの）
- （3）役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
- （4）組織の体制及び沿革を記載した書類
- （5）組織の事務の分担を記載した書類
- （6）支援団体の指定を受けようとする事業年度の前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（これらに相当する書類であると市（町村）教育長が認めるものを含む。）
- （7）支援団体の指定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらに相当する書類であると市（町村）教育長が認めるものを含む。）
- （8）法第19条の3各号に掲げる業務の実績を示す書類
- （9）法第19条の3各号に掲げる業務に関する計画書
- （10）前各号に掲げるもののほか、支援団体の業務に関し参考となると市（町村）教育長が認める書類

2 市（町村）教育長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査の上、法第19条の2の指定をすることとしたときは支援団体の指定に係る通知書（別記様式第2号）により、指定をしないこととしたときは支援団体の不指定に係る通知書（別記様式第3号）により申請をした者に通知するものとする。

3 法第19条の2第3項の規定による届出は、支援団体の変更届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

4 法第19条の2第2項又は第4項の規定による公示は、●●市公告条例（昭和●●年条例第●●号）に定める方法による。

（支援団体に対する監督等）

第3条 法第19条の4第1項の規定による報告の徴収は、支援団体の業務報告に係る徴収通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 法第19条の4第1項の規定により報告を求められた者は、支援団体の業務報告書（別記様式第6号）を市（町村）教育長に提出しなければならない。

3 法第19条の4第2項の規定による命令は、支援団体の業務改善命令書（別記様式第7号）により行うものとする。

- 4 法第192条の2第3項の規定による指定の取消しは、支援団体の指定取消しに係る通知書(別記様式第8号)により行うものとする。
- 5 法第192条の4第4項の規定による公示については、前条第4項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。